

諮問実施機関：熊本県知事
諮問日：令和2年（2020年）10月20日（諮問第208号）
答申日：令和3年（2021年）4月30日（答申情第167号）
事案名：水俣病関係訴訟において、熊本県が裁判所に提出した医師意見書の記載内容に係る文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟で福岡高等裁判所（以下「福岡高裁」という。）に提出した医師意見書に関連する文書について、令和2年（2020年）8月13日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 令和2年（2020年）7月1日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（〇〇訴訟）（以下「本件訴訟」という。）に関する控訴審において、熊本県は福岡高裁に中村政明医師（以下「中村医師」という。）が医師意見書として作成した「意見書」を提出した。当該意見書において、中村医師は「熊本県によると、裁判の場において、医療の専門性が必ずしも理解されない場合があり、医師であれば専門外の分野の疾患に関する診断であっても十分な信頼性があるかのような判断がなされることがあるということである。」と述べていた。

- ① 「裁判の場において、医療の専門性が必ずしも理解されない場合があり」との、この理解されない裁判の場とは、どの裁判で、どのような理由で医療の専門性が理解されなかったものなのか。これらのことが分かる文書。
- ② また、「医師であれば専門外の分野の疾患に関する診断であっても十分な信頼性があるかのような判断がなされることがある」との、この信頼性があるかのような判断がなされるとはどういうことなのか。この判断が分かる文書。
- ③ ②からすると、専門分野の医師とされる者は、水俣病に関してどのくらいの学識と信頼性を兼ね備えているのか。これらのことが分かる文書。
- ④ 「意見書」の冒頭における①及び②は、熊本県にとってどのような意図があって、熊本県は福岡高裁に当該意見書を提出したものなのか。この意図が分かる文書。
- ⑤ ④は、熊本県が中村医師に指示したものなのか。この指示が分かる文書。

- ⑥ あるいは、中村医師自らの判断によるものならば、中村医師が熊本県にどのような報告（又は、相談）をしたのか。この報告が分かる文書。
- ⑦ 熊本県は中村医師に①及び②をいつ、誰が（部署名）、どのように伝えたものなのか。これらのことが分かる文書。
- 2 令和2年（2020年）8月13日、実施機関は、本件請求文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 令和2年（2020年）9月11日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和2年（2020年）10月20日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

(ア) 「意見書」の作成は環境省が担当とされており、しかも、中村医師が医師意見書として作成されるべき当該意見書において、熊本県は「裁判の場において、医療の専門性が必ずしも理解されない」といったことを、同医師に述べさせるのであれば、当然、実施機関が不存在による不開示とした指示が分かる文書、報告が分かる文書等は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

(イ) 本件開示請求に係る文書について、実施機関は「県と中村医師とのやり取りに関する文書は存在せず」とのことだが、なぜ熊本県は当該文書を作成しなかったのか、その理由が示されていないのだから、同機関が不開示決定とした処分は不合理なものである。

##### (2) 反論書

(ア) 中村医師は「熊本県によると」と述べているように、中村医師が医師意見書として作成した「意見書」は、熊本県の指示どおりのものだからこそ、当然、本件請求に関する文書は存在したはずであって、そうでなければ、当該意見書の冒頭でこのようなことを述べる必要はないのである。

(イ) 仮に、実施機関がいう「県と中村医師とのやり取りに関する文

書は存在せず」とのことならば、同機関は当該文書が存在しない理由を説明すべきだし、本件開示請求人・審査請求人はそれだけの知る権利がある。

(ウ) 平成28年3月28日付け答申第120号において、実施機関は「意見書」の作成に関して、「意見書の作成については、環境省が担当している。」とのことであった。それならば、なぜ熊本県は中村医師に本件訴訟の争点についての意見を求めたのか。そこを明らかにしたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

##### 1 不開示決定について

県と中村医師とのやり取りに関する文書は存在せず、当該請求に係る文書も存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

##### 2 本件請求文書①から④について

当該請求に関する文書は存在しないが、水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件における平成19年7月5日付け被告準備書面(29及び30ページ)、平成22年4月19日付け被告準備書面(1～12ページ)及び平成22年6月30日付け証拠説明書を参考資料として送付した。当該資料を参考とした理由は、中村医師の意見書が提出された裁判において、本県が裁判所に提出している書面に同意見書で述べられている事案に近似していると考えられる裁判の記述があったこと、神経内科医による検診の必要性を主張する記述があったためである。

また証拠説明書を参考とした理由は、中村医師の意見書提出の趣旨が記載されているためである。

なお、県は中村医師と意見書作成に関するやり取りは行っておらず、中村医師の真意が不明であるため、当該資料を対象文書としなかった。

##### 3 本件請求文書⑤、⑥及び⑦について

中村医師とのやり取りは、環境省が行っているため、「裁判の場において、医療の専門性が必ずしも理解されない場合があり」や、「医師であれば専門外の分野の疾患に関する診断であっても十分な信頼性があるかのような判断がなされることがある」といった意見書の記載内容について、県が中村医師に記載を指示したことはない。

なお、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。)に基づく水俣病認定業務は、地方自治法(昭和20年法律第67号)に定める法定受託事務であり、県の決定に対する不服の訴えについては、法務省の指揮のもと、制度を所管する環境省と連携しながら対応している。本件訴訟の被告が熊本県であったことから、意見

書のような「熊本県によると」との記載になったと考えられる。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件不開示決定の妥当性について

本件請求内容はいずれも意見書に関するものであり、審査請求人は、中村医師が意見書の中で「熊本県によると」と述べているように、中村医師が医師意見書として作成した「意見書」は、熊本県の指示どおりのものだからこそ、当然、本件請求に関する文書は存在したはずだと主張している。

しかし、実施機関の説明によれば、公健法に基づく水俣病認定業務は法定受託事務であり、県の決定に対する不服の訴えについては、法務省の指揮のもと、国と連携し役割分担を行っており、医学的な内容の意見書作成に関しては環境省が担当している。県は意見書作成に関する中村医師とのやり取りは行っておらず、また中村医師の真意も不明であるとのことであった。

確かに本件訴訟の被告は県であるが、訴訟に関する役割分担の中で、中村医師の意見書については環境省が担当しており、県は中村医師と意見書作成に関するやり取りは行っていないという以上、意見書に関する本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

### 2 結論

以上により、冒頭の「第1審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和2年（2020年）10月20日	・ 諮問（第208号）
令和2年（2020年）12月23日	・ 審議
令和3年（2021年）2月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和3年（2021年）3月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓

会長職務代理者 徳永 達哉

委 員 井寺 美穂

(令和3年3月31日まで)

委 員 甲斐 郁子

委 員 詫間 幸江